

光化学オキシダント注意報等の発令について

1 趣旨

光化学オキシダントによる健康被害等を防止するため、大気汚染防止法及び富山県大気汚染緊急時対策要綱に基づき、注意報発令等の措置を講じている。

＜光化学オキシダント＞

工場、自動車等からの排出ガスが、太陽光線で酸化性の強い刺激物質に変化する現象であり、日差しが強く、気温が高く、風が弱い日に高濃度になりやすい。（※例年5～6月頃に高くなる傾向がある。）
また、中国大陸からの移流の影響等で、濃度が高くなることもある。

＜主な健康被害＞

目又は喉の痛み、せき、息切れ、吐き気、めまい等

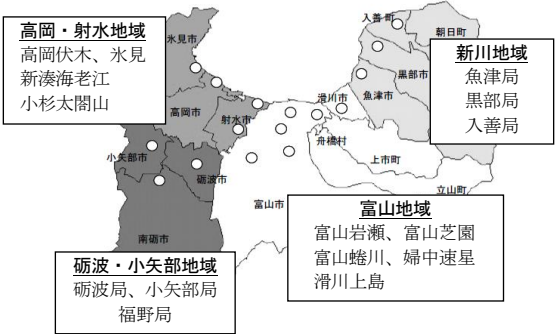
2 注意報等の発令基準

光化学オキシダントが次の濃度に該当し、気象条件からみて、汚染状況が継続すると認められる場合、地域ごとに発令する。

[ppm:百万分の一]

区 分	注 意 報	警 報	重大警報
濃 度	0.12ppm以上	0.24ppm以上	0.40ppm以上

観測局の配置



地 域	構 成 市 町 村
富山地域	富山市、滑川市及び中新川郡
高岡・射水地域	高岡市、氷見市及び射水市
新川地域	魚津市、黒部市及び下新川郡
砺波・小矢部地域	砺波市、小矢部市及び南砺市

3 注意報発令時の連絡体制

県環境保全課からの一斉メール送信により、県下の保育所・幼稚園、小・中・高校などの学校、福祉施設、厚生センター・支所、富山市保健所、大学・高専などの関係機関約 1,300 か所に連絡する。

4 注意報発令時の措置

【健康被害の防止】

- ・テレビ、ラジオ、市町村広報車等による外出自粛の呼びかけ
- ・厚生センター・支所、富山市保健所による健康相談等の実施

【光化学オキシダント濃度の抑制】

- ・協力工場（燃料使用量の多い工場等15工場）に対する燃料使用量削減の勧告
- ・テレビ、ラジオ等による自動車使用自粛の呼びかけ

【過去の発令状況】

地域 \ 年度	H16	H17～18	H19	H20～28	H29	H30～R 6
富 山	注意報 2 回	なし	注意報 1 回	なし	なし	なし
高 岡 ・ 射 水	注意報 2 回	なし	注意報 1 回	なし	なし	なし
新 川	注意報 2 回	なし	注意報 1 回	なし	注意報 1 回	なし
砺 波 ・ 小 矢 部	なし	なし	なし	なし	なし	なし